

決 定

山口あずさ 様

様

平成25年8月16日付けで提起した異議申立てに対して、次のとおり決定する。

主 文

本件異議申立てを棄却し、一部を却下する。

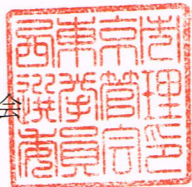
なお、25西選第508号による公文書不開示決定通知書の開示しない理由のうち、西東京市情報公開条例第7条第4号とあるのは同条第6号と訂正する。

理 由

別紙答申書（写し）のとおり

平成25年12月19日

西東京市選挙管理委員会



この決定については、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、西東京市を被告として（訴訟において西東京市を代表する者は西東京市選挙管理委員会となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内であっても、この決定の翌日から起算して1年を経過すると処分の訴えを提起することができなくなります。）。